

意見書案第 21 号

国有林の二分化は行わず国の管理運営体制の
堅持による基本計画の推進について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 20 年 12 月 19 日提出

議会運営委員会
委員長 鎌 田 誠

国有林の二分化は行わず国の管理運営体制の 堅持による基本計画の推進を求める意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、環境資源としての森林に対して強い期待が寄せられており、森林整備を推進し豊かな森林を次世代に引き継がなければならない。

一方、全国の森林の4分の1を占める北海道の森林・林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に瀕している。

このような状況の中で、林野庁は、国有林野事業について「行政改革推進法」に基づく業務・組織の見直し（一般会計・独立行政法人の二分化）を平成22年4月から行うとして、来春の通常国会での法案提出に向けた準備を進めると聞いている。

国民の共有財産である国有林野を国と独法に振り分け、業務・組織が二分化されれば、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす森林の有する公益的機能発揮や地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に大きな影響を及ぼすことになるかと危惧している。

については、今回の「国有林野の管理経営に関する基本計画（案）」の公告・縦覧にかかわり、下記事項について強く求める。

記

- 1 基本計画（案）について、実施期間は平成21年4月から10年間としているが、国有林の業務・組織の二分化による実行体制の変更により、水源林等公益森林の整備や地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化などに支障が生ずるおそれがある。
- 2 国民共有の財産である林野等を独立行政法人に移行した場合、適正な管理ができなくなり、生態系の保全や水源の涵養など森林の公益的機能が発揮されないおそれがある。
- 3 以上のことから、国有林の二分化は行わず、国による管理運営体制の堅持により基本計画を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 日

岩見沢市議会

提 出 先

内閣総理大臣
農林水産大臣